



発行 新潟県
号外 1
平成29年11月25日
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主要目次

告示

- 1236 道路の区域変更 (道路管理課)
- 1237 道路の供用開始 (道路管理課)
- 1238 道路の区域変更 (道路管理課)
- 1239 自動車専用道路の指定 (道路管理課)

告示

◎新潟県告示第1236号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年11月25日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市八箇字三ツ又口辛950番1から 同市八箇字中ノ沢壬4番15まで	新	(A) 9.4~59.0メートル	2,045.7メートル
十日町市八箇字三ツ又口辛950番1から 南魚沼市余川字金屋道上348番2まで		(B) 11.2~245.0メートル	7,814.0メートル
南魚沼市野田字上金塚333番1から 同市余川字牛蒡島3364番8まで		(C) 9.5~48.0メートル	2,884.2メートル
十日町市八箇字三ツ又口辛950番1から 南魚沼市余川字牛蒡島3364番8まで	旧	(A) 8.0~120.6メートル	9,011.4メートル
十日町市八箇字三ツ又口辛950番1から 南魚沼市余川字金屋道上348番2まで		(B) 11.0~251.0メートル	7,814.0メートル

備考1 上記(A)、(B)、(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 国土交通大臣の権限代行区間の区域変更

3 路線の重用

一部区間県道十日町六日町線及び県道欠ノ上五日町線と重用

◎新潟県告示第1237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年11月25日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 一般国道 253号
- 2 供用開始の区間
十日町市八箇字三ツ又口辛950番1から南魚沼市欠ノ上字山際116番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年11月25日

◎新潟県告示第1238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年11月25日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢小栗山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市小栗山字入山2910番75から 同市余川字平石2419番20まで	新	10.0～120.6メートル	2,450.2メートル
南魚沼市小栗山字入山2910番75から 同市小栗山字入山2910番75まで	旧	12.6～14.0メートル	12.7メートル

備考 路線の終点を変更する区域変更

◎新潟県告示第1239号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車専用道路を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年11月25日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 一般国道 253号
- 2 指定する道路の部分

区 間	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市八箇字三ツ又口辛950番1から 南魚沼市野田字川島40番3まで	11.2～145.0メートル	6,708.0メートル

- 3 指定の期日 平成29年11月25日